

審査基準

令和7年3月24日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第78条第5項
処分の概要	道路使用許可証の再交付
原権者（委任先）	警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）
法令の定め	道路交通法施行規則第12条（道路使用許可証の再交付の申請）
審査基準	
標準処理期間	2日（行政庁の休日は含まない。）
申請先	申請書は、当該許可を受けた警察署又は高速道路交通警察隊の担当窓口 に提出してください。
問い合わせ先	申請書を提出した警察署、高速道路交通警察隊の担当窓口又は警察本部交 通部交通企画課
備考	